

磐田・袋井・掛川インターナショナルフェア 2021

日時：令和3年1月23日（土）～24日（日）

場所：ららぽーと磐田

趣旨：多様性豊かな多文化共生の地域づくりの理念に基づき、より広く一般市民に多文化共生の意識啓発を行うため、中東遠地域のランドマーク的な存在である、ららぽーと磐田で開催

【今年度の特徴】

- ・過去7年間に渡り、磐田国際交流協会による単独開催であったが、広域的な生活圏で暮らす外国人のライフスタイルを考慮し、中東遠地域での連携を新たに模索するため、掛川・袋井国際交流協会との合同開催を実施
- ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、例年行っていた出店（飲食・手芸品等）やステージイベント（ダンス・スピーチ）を行わず、展示のみでの開催
- ・制限のある中、日系ブラジル人の写真家「ジュニオール・マエダ」氏による、出稼ぎ労働者の姿や想いを映した写真展や、外国人学校・幼稚園の子ども達による絵画展、各団体の多文化交流イベントや共生施策等をまとめたPR動画を作成し放送、JICA海外協力隊の方による活動風景の紹介を実施

<会場の様子>



令和2年度 静岡県における地域日本語教育セミナー

令和2年度「モデル日本語教室」実践報告

磐田市

(集住地域における地域住民参加型の事例)



©磐田市

自治市民部 地域づくり応援課



磐田市

地域支援・青少年育成グループ

1

教室開催までのスケジュール

● 令和2年4月～8月

関係団体等との協議・調整

(静岡県、静岡県国際交流協会、磐田国際交流協会、
南御厨地域づくり協議会、磐田市多文化交流センターなど)

● 令和2年7月

磐田国際交流協会主催 ワークピア日本語教室 見学

● 令和2年9月(～12月)

静岡県国際交流協会主催 日本語指導者養成講座 スタート

(全7回開催 磐田国際交流協会より、参加者11名)

● 令和2年10月25日 日曜日 (～令和3年2月 全12回)

磐田市はじめての日本語教室 スタート



磐田市

2

教室の運営

● **会場選定**：南御厨（みなみみくり）交流センター

市内東部に位置し、県営磐田団地などに多くの外国人住民が居住
 南御厨総人口：3,180人（内 外国人 524人） 16.4%
 ※令和2年7月末現在
 「磐田市多文化交流センター こんにちは」も同地区にあり

● **運営体制**：コーディネーター 1名、日本語指導者
 1名、指導者補助 1名、学習支援者
 兼デスター5名（内オンライン2名）
 母語支援員3名、南御厨地域づくり協議
 会11名、アドバイザー 1名

● **人材確保**：静岡県国際交流協会、磐田国際交流協
 会、南御厨地域づくり協議会



「募集内容」と「周知」

● **日 時**：日曜日 午後2：00～午後4：00

● **場 所**：南御厨（みなみみくり）交流センター

● **対 象**：16歳以上の外国人のみなさん
 定員 8名

● **申込方法**：QRコードを読んで、
 必要内容を入力して送信（随時）

※名前、住所、電話番号など

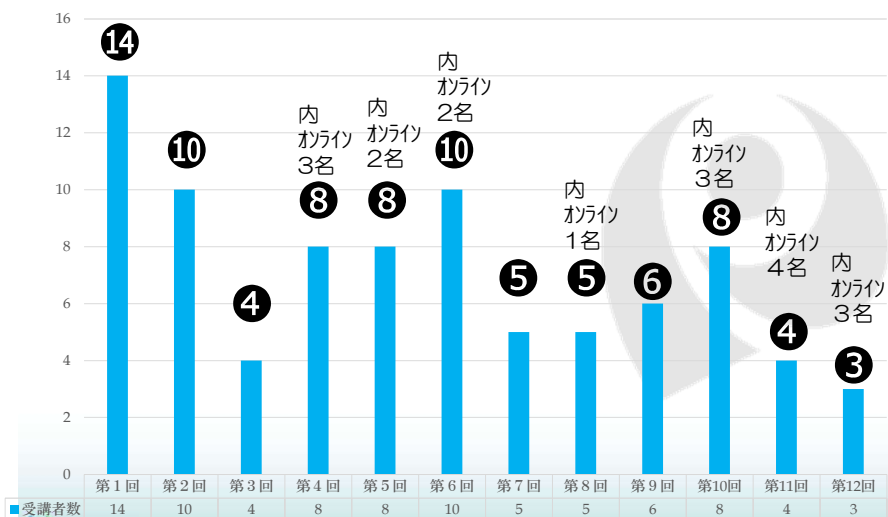
● **周 知**：外国人情報窓口（市役所内）
 SNS（フェイスブック）を活用、
 動画発信



令和3年1月17日 第9回 書初めの様子



第1回～第12回 学習者数の推移



見えた「課題」と今後の「方向性」

■ 課 題

- ① 学習者数の安定（継続する学習者が少数）
- ② 学習支援者（日本語支援者）の確保
- ③ 地域交流と日本語学習の両立

■ 方向性

- ・磐田国際交流協会との連携
- ・既存の協会主催日本語教室との調整
- ・市単独開催（運営）から効率性を考慮した広域開催も検討
- ・オンライン併用の教室運営を検証

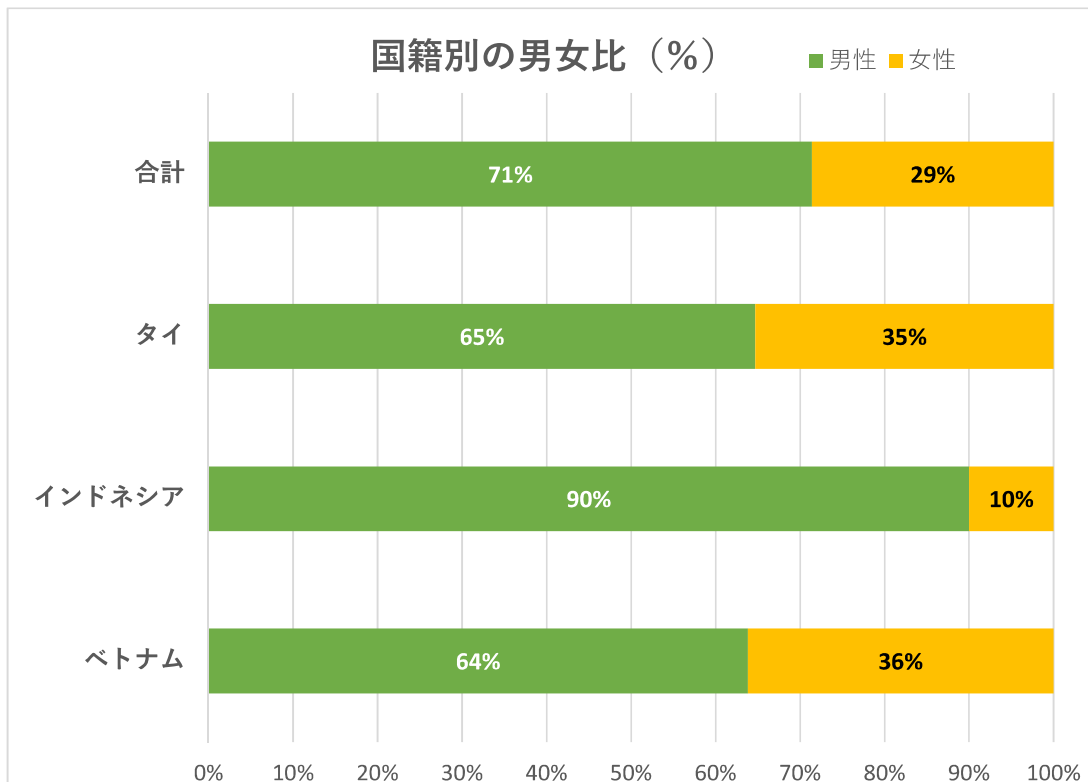
報告事項 (3) 【資料3】

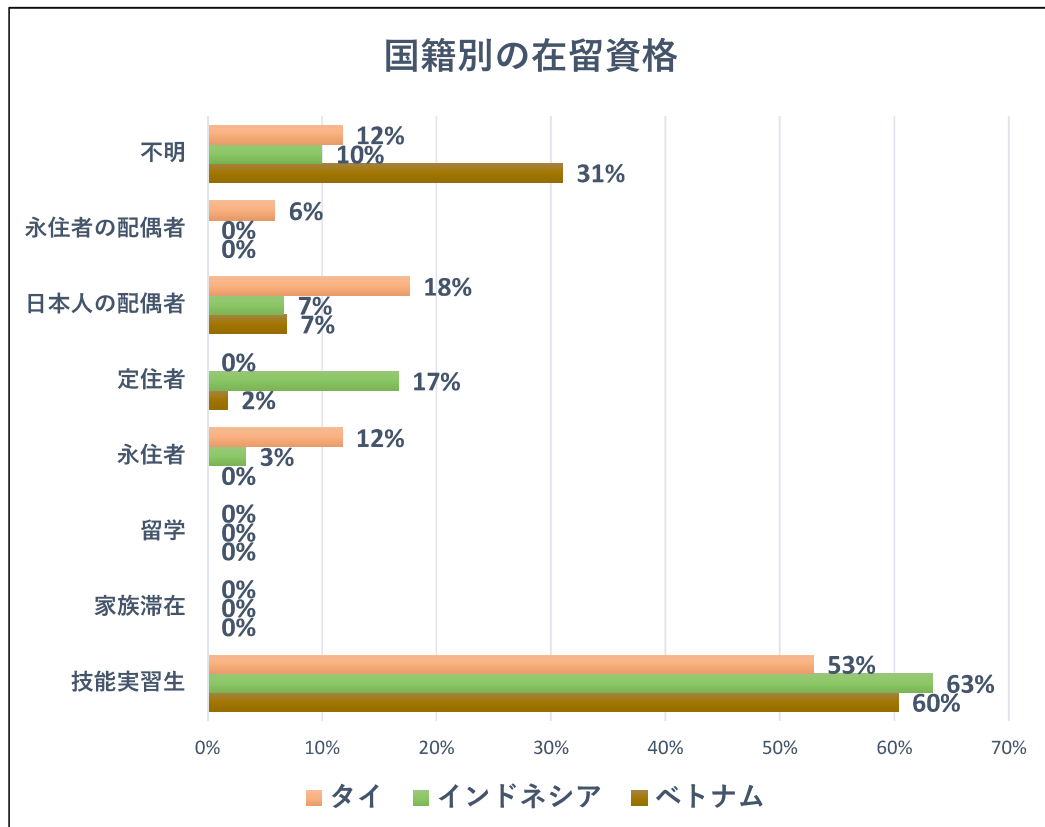
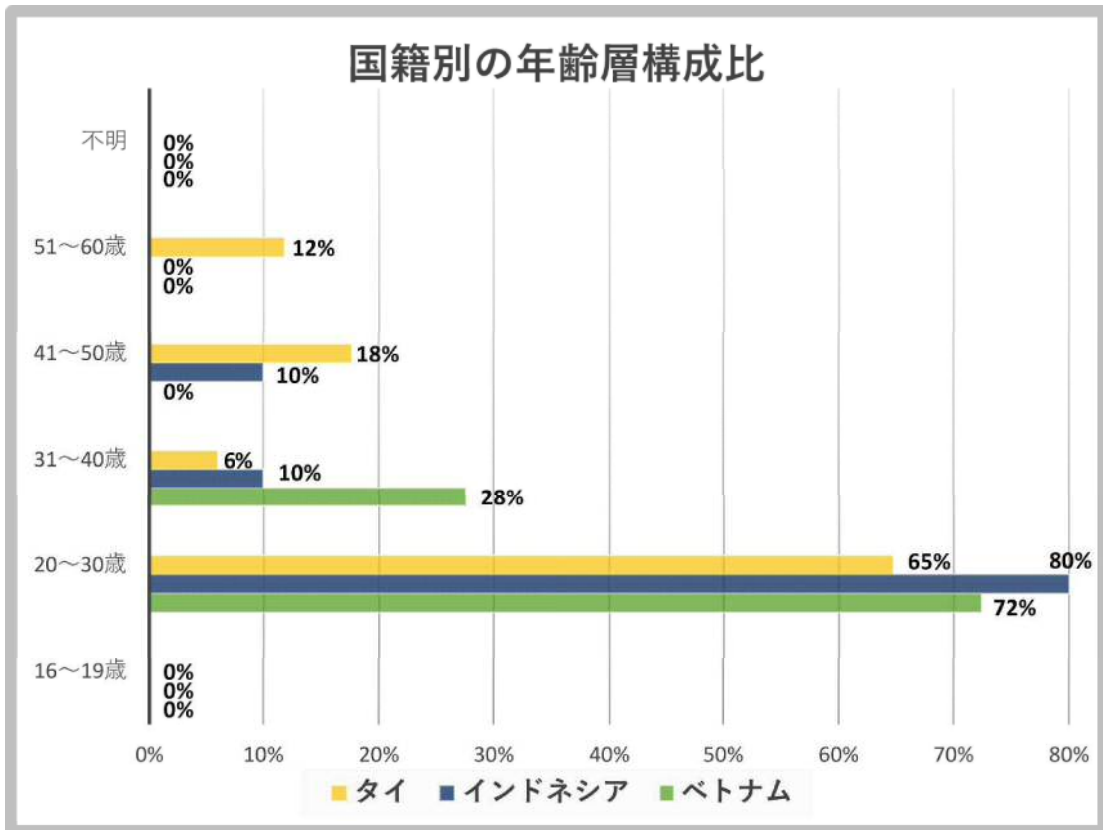
2020年実施 外国人市民(東南アジア圏)向けアンケート結果 読解用グラフ資料

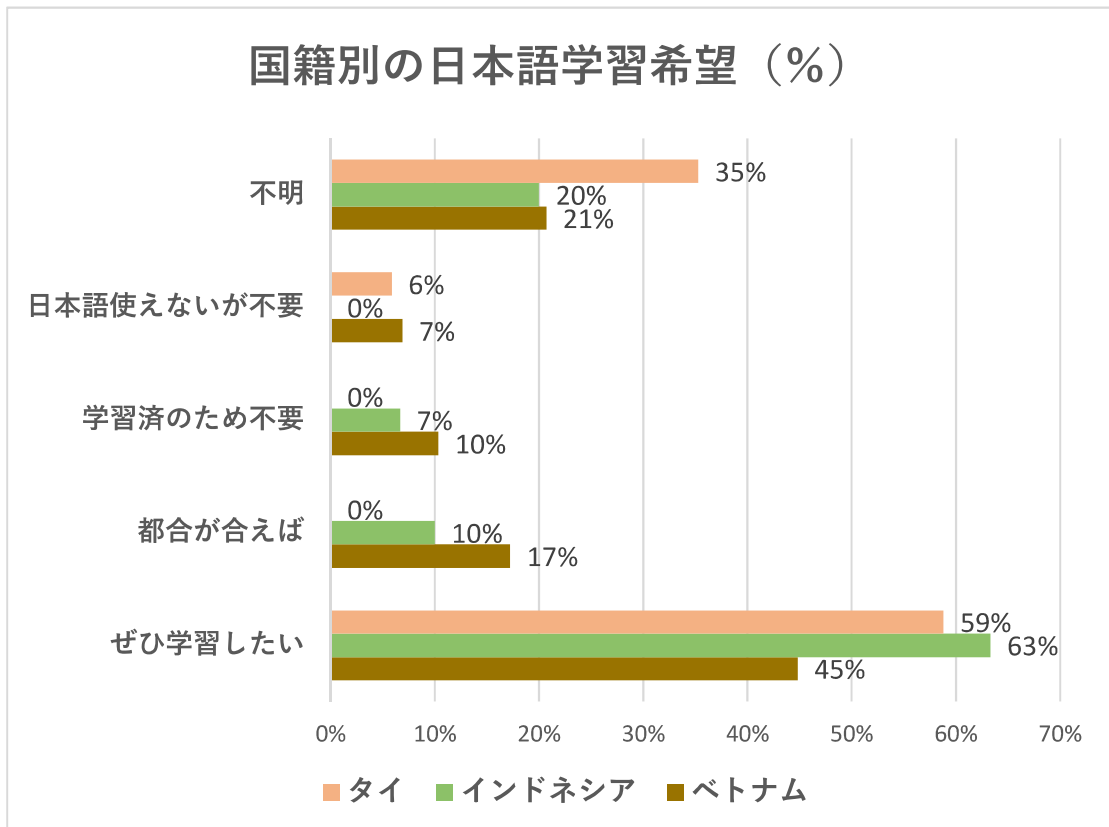
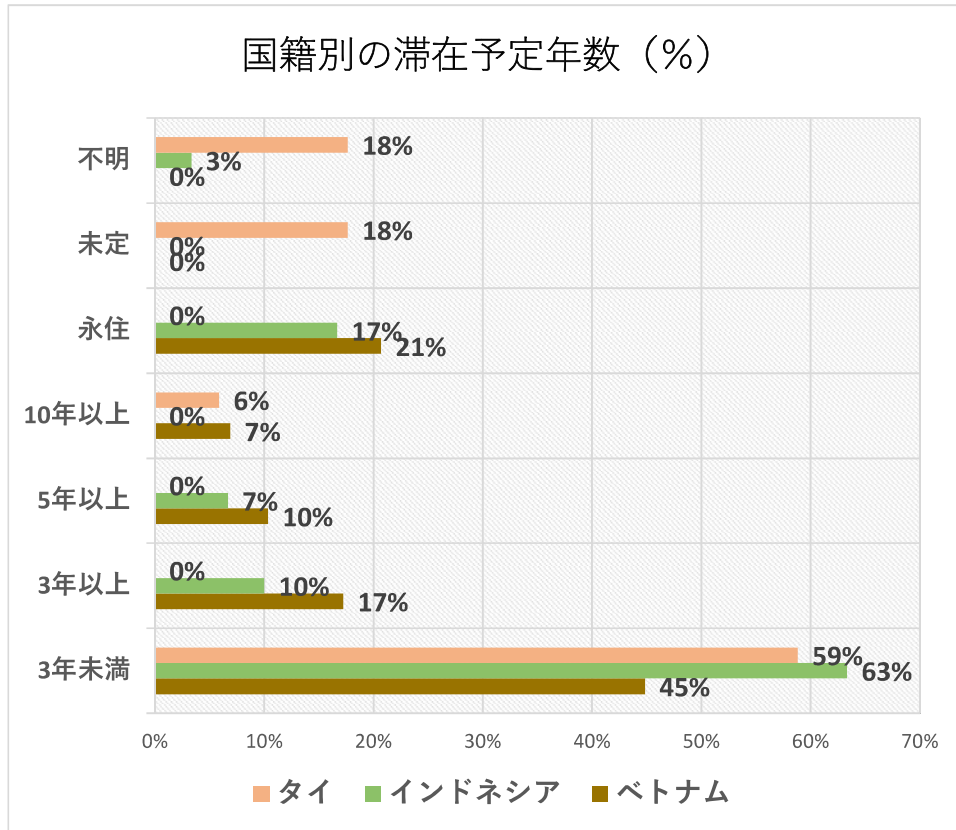
回収状況			
	配布数	回収合計数	回収率
ベトナム	165	58	35%
インドネシア	90	30	33%
タイ	45	17	38%
合計	300	105	35%

調査概要
<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の16歳以上の、外国人市民300名 ⇒ベトナム国籍165名、インドネシア国籍90名、タイ国籍45名 ・調査票を郵送し、返送を依頼する「郵送法」 ⇒対象者の母国語版でを送付し、返送を依頼 ⇒調査票には自由記述欄を設け、困っていることや行政への希望を自由に書いてもらった

基本属性						
性別	男	70%	女	30%		
国籍	ベトナム	48%	インドネシア	33%	タイ	19%



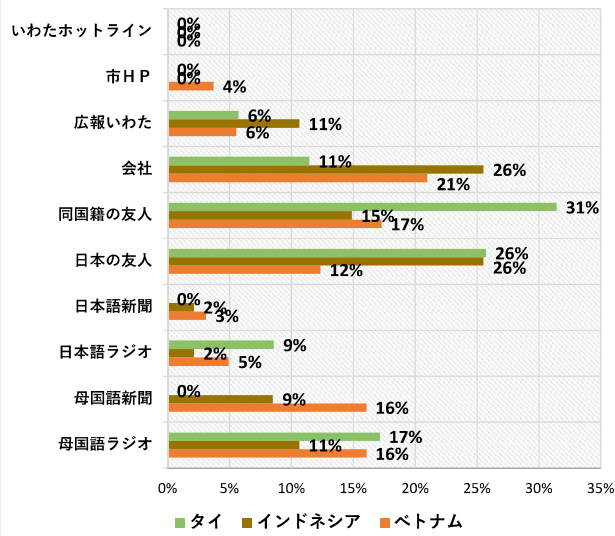




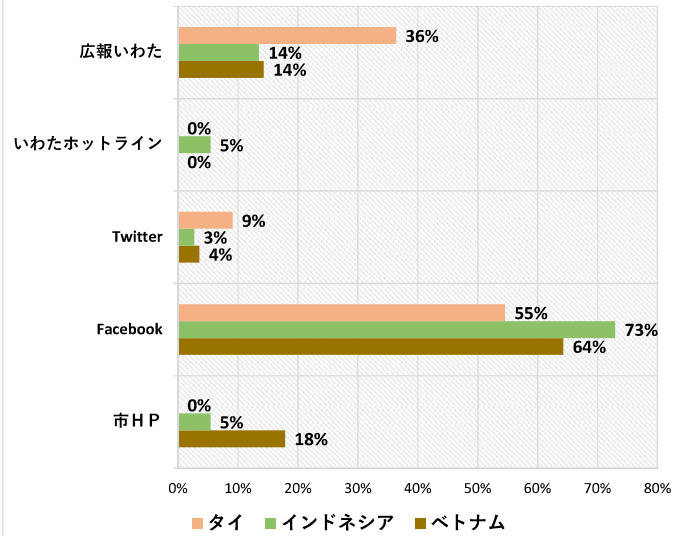
学習経験がある 73% / 学習経験が無い 27%

報告事項 (3) 【資料 3-4】

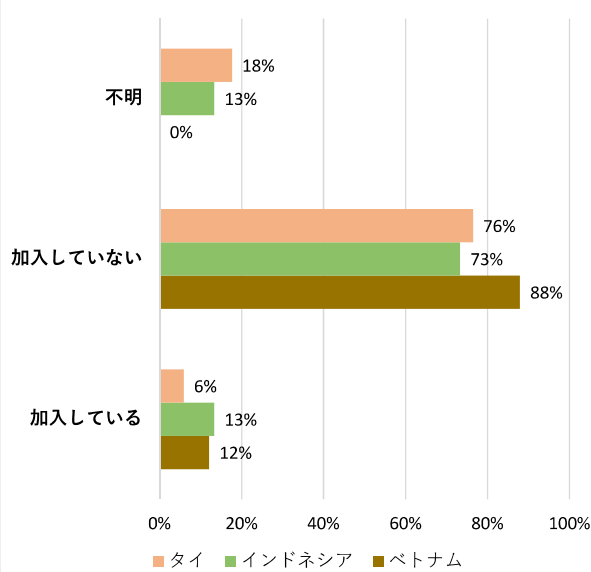
国籍別の生活情報入手ツール (%)



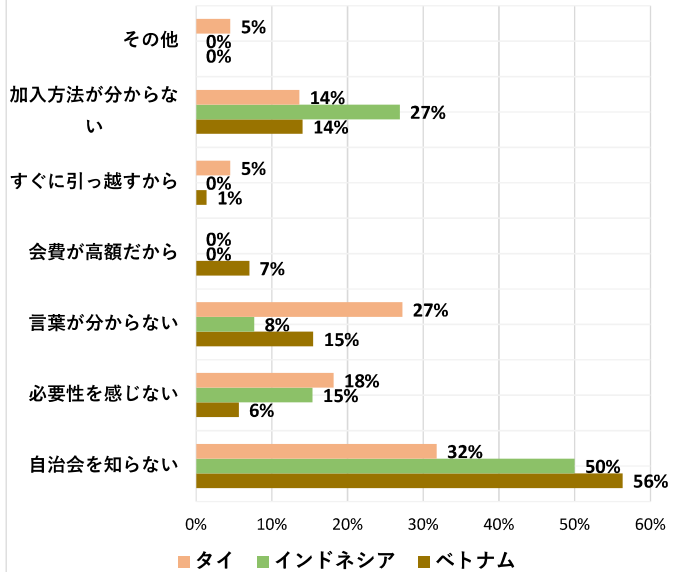
国籍別の情報発信希望ツール (%)



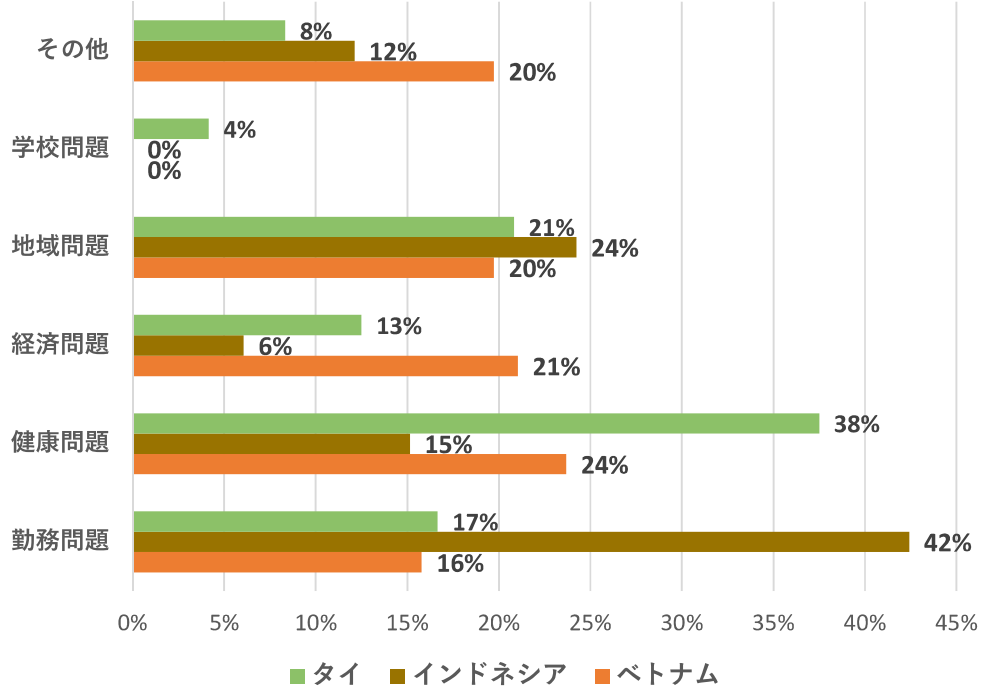
国籍別の自治会加入状況 (%)



国籍別の自治会に加入しない理由 (%)

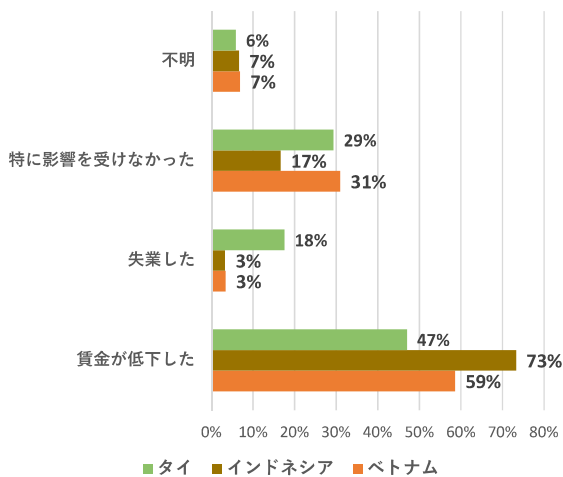


国籍別の日本での悩み事やストレス (%)

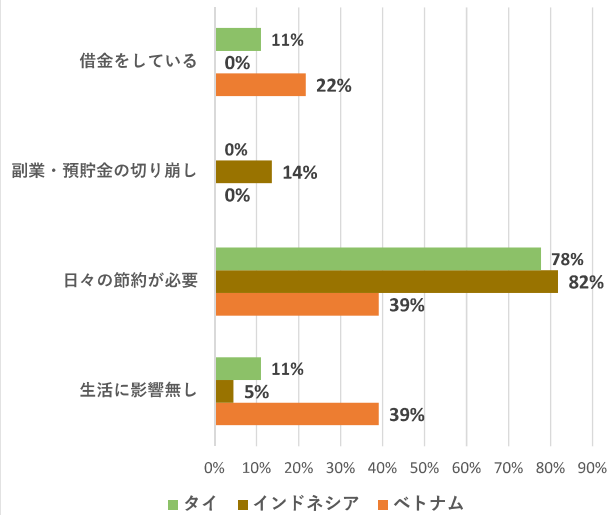


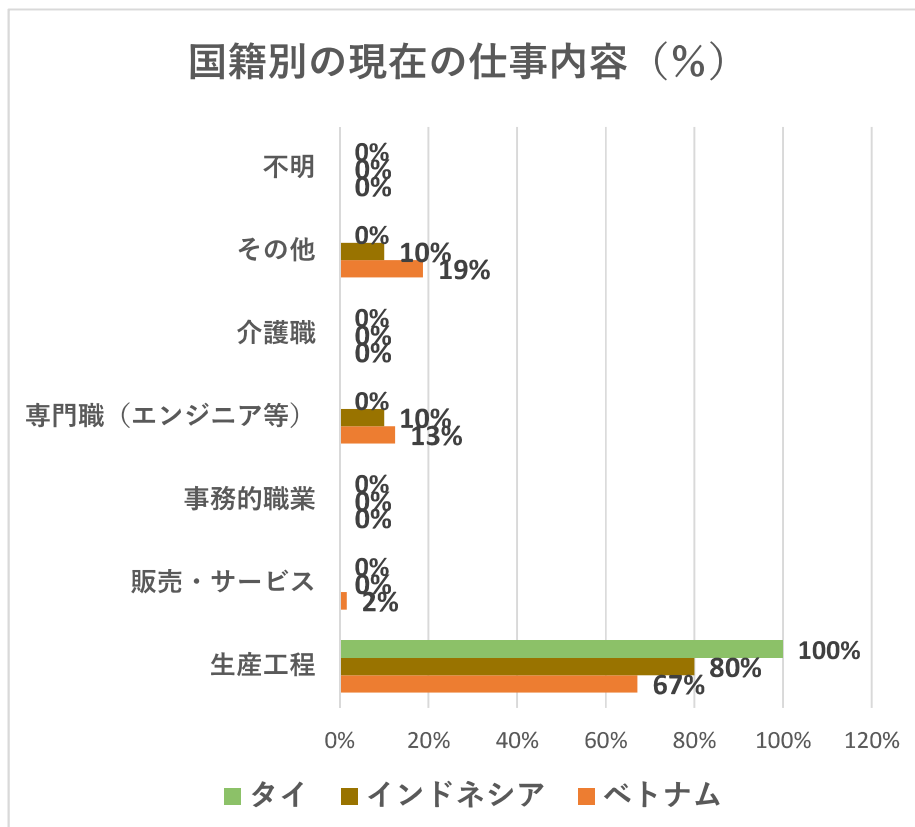
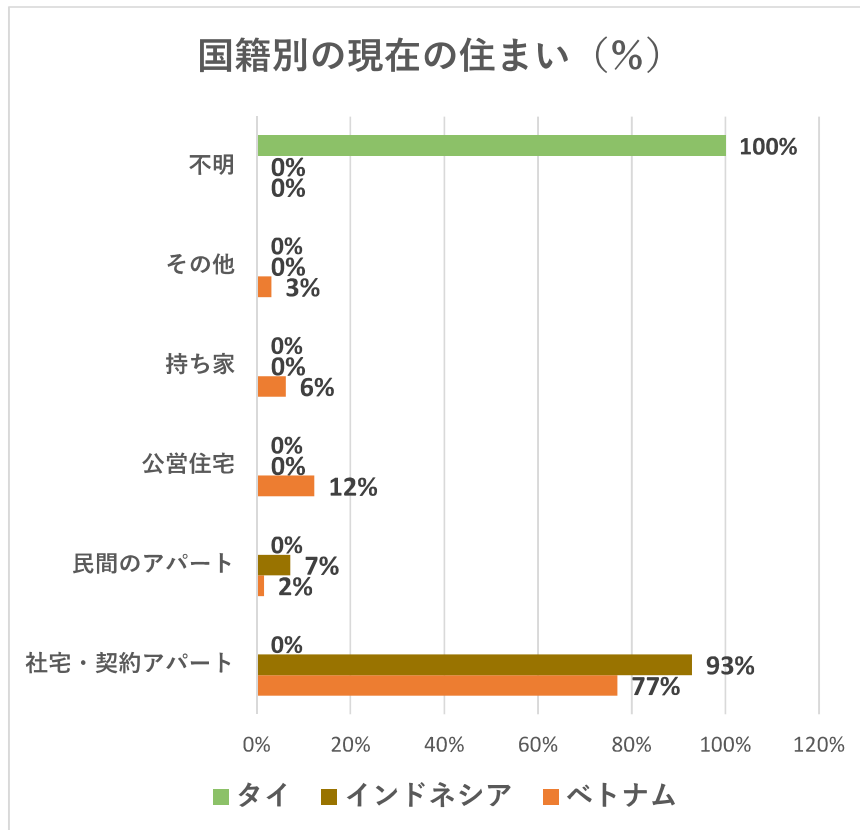
国籍別のコロナ感染症による影響 (%)

(%)



国籍別の生活への影響 (%)





テーマ１『外国人及び外国人支援者の高齢化による課題及び対応策検討』

現状

- ・ 1990年入国管理法施行により入国した第1世代は50代～60代になる。
- ・ 第1世代の子どもにあたる第2世代が社会の中で活躍し始めている。
- ・ 第3世代にあたる子どもは日本語と母国語どちらの言語能力も曖昧な状態が見受けられるケースが多い。
- ・ 団体等で外国人の支援者として関わってきた世代が高齢化。

課題

- ・ 第1世代の介護等の高齢化問題が顕在化。
- ・ 第1世代は年金がもらえない方もいる。母国にも戻れない。
- ・ 第2世代のほとんどが派遣社員で、日本語が不自由である。
様々なシーンで即戦力となる彼らをどう救っていくか。
- ・ 支援者の高齢化により、今後運営出来なくなる可能性がある。

方法

- ・ 外国人高齢者に対する年金サポート（制度説明、その他情報発信）
市役所からの情報発信に加え、企業にも協力依頼して。（年金が無い人はどうするか等）
- ・ 第2世代の成功者、活躍している地域人財の話を聞く機会を作る。紹介する。
埋もれている人財の発掘をするための機械を設ける（イベント等による）
- ・ 日本語、礼儀礼節、日本の教育制度等、支援者の役割について、第2世代の方の力を頼る。
指導者、支援者の養成講座の継続及び若い世代の方々向けの情報発信を強化する。
- ・ 自治会の方々にも、多文化共生の意識を持ってもらうことで、支援団体ではなく、地域で支援していく体制づくりを行う。

テーマ２『外国人児童生徒への支援における、各機関の協力体制の強化』

現状

- ・外国人の雇止めの影響で学費が払えない親の増加とそれに伴う外国人学校の経営困難
また、保育園では、公立園への編入が増加傾向にある。
一方、小中学校では、編入生の増加がみられない。
- ・外国人保護者の教育及び教育機関に対する考えに文化の差がある。
生活言語はなんとかなるが、制度等の話が伝わらない。
学習言語ではついていくのが難しい。中学校では専門性を持って教えることが出来ない。
- ・フィリピン国籍の方は、子供を母国に預け、育ってから日本で共に暮らす傾向がある。
- ・学校以外の場で、日本語を使っていない（家庭では親と母国語で話す等）

課題

- ・外国人保護者の方々の学習に対する意識が低い（外国籍であれば学校に行かせる義務が無い）
- ・学校での多言語支援において、人材不足が発生している。
（現在不足している訳ではないが、1教室に1人の通訳者を用意することは出来ていない。）
- ・チアホーザなどの外国人学校は、保護者の経済力が低下し、経営困難である。
60人ほどの子どもたちが、学びの場を失う。経済力が回復しても、預け先が無くなる。

方法

- ・外国人保護者と話しをする機会を作る。教育について関心の高い外国人保護者の声を届ける。
- ・第2世代の外国人財に、JSL等のサポーターになってもらう。
教育現場での支援と、保護者を含めた意識啓発
- ・3歳児健診の際に、入園案内をする、日本語学習の場を紹介する等の情報発信を行う。
企業でも、職場で子どもが生まれた場合に、就園・就学の案内をしてもらう。
- ・まちづくり協議会の教師のOB・OGが外国人の子どもたちとコミュニケーションを取っており、成人した外国人の方には、自治会活動への参加を促している。
企業とも連携して、交流の場を作る・広げる
- ・日本語を学べる場所について、もっと情報発信していく。

自由意見

- ・2歳が一番言語を覚えてくれるため、なるべく早い案内が必要
- ・家庭で日本語を使う機会が少なく、身につかないことがあるため、オンラインでも日本語を使う機会があると良い。
- ・日本語を身に着けることが必要である。日本語学習の場を広げる。その場所に地域の方が参加することで、交流の場とする。
- ・小中学校では、編入生の増加がみられず、不就学児童の増加が危惧される。
地域づくり応援課、学校教育課で連携して実施している不就学児童調査により現状把握に努める。

報告事項（４） 【資料４－３】

テーマ３『コロナ禍における外国人住民の生活実態の把握と、必要な支援の検討』

現状

- ・外国人の失業保険が切れ始めており、派遣会社に頼り、就職先を探している。製造業は段々と忙しくなり、外国人も現場に戻ってくると思われる。（若い方は有利。）
- ・ハローワークで仕事を自分で探す力が無い。（日本語能力の有無が影響）
- ・コロナ禍で失業した外国人から、仕事が無く日本語を覚えたいという声が多くあった。企業から、磐田国際交流協会で実施している日本語教室を活用したいという声があった
- ・日本人コミュニティに所属している外国人と、外国人コミュニティに所属している方で、コロナ感染予防に対する意識に大きく差がある。
- ・外国人の方は、固定番号が無くても利用可能な **Facebook** 等での情報発信を必要としている。

課題

- ・外国人、企業の双方から日本語能力に対するニーズが高まっている。
- ・外国人コミュニティで生活している方へ情報が届いていない。
- ・外国人の方が所属する企業や学校等の日本人コミュニティにおいて、外国人に対する支援の意識にバラつきがある。
- ・**Facebook** の対応言語が、ポルトガル語のみである。

方法

- ・日本語を学ぶ場所の情報発信を強化する。企業と連携して、日本語学習の促進を図る。
- ・**Facebook** の対応言語を増やす。今後増える東南アジア圏の方や、フィリピンの方々に対応する。
- ・外国人の方と日本人が交流する機会を設ける。
- ・企業・学校・地域・行政、各機関の多文化共生に関する意識を高める。啓発活動を実施する。

自由意見

- ・静岡県からの就学支援金給付時期が、コロナの関係で早まっているが、生活費に使われてしまっている。
- ・子供のために頑張って働いている方が多くいる。外国人の中でも意識に差がある。
- ・技能実習性はクビにならず、収入も雇用調整助成金により保証されている。
- ・公立園への途中入園は外国人が多い、給食費の減免等もあり、利用しやすい。
- ・派遣会社が製造業に特化しているため、他業種ともマッチングできれば、相互にニーズを満たせる可能性が広がるのでは。

1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、今回改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1参照】

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント【別紙2参照】

①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
- ・**I C Tを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
- ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
- ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**

②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
- ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**

③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**

④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

- ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

1. 開催趣旨

(前略)地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2. 構成員 (五十音順)

大泉 貴広 (公財)宮城県国際化協会 総括マネージャー
 金森 孝治 福岡県苅田町 防災・地域振興課長
 清水 隆教 (一財)自治体国際化協会 多文化共生部長
 田村 太郎 (一財)ダイバーシティ研究所 代表理事
 新谷 秀樹 岡山県総社市 市民生活部長
 西 和一 群馬県 企画部 外国人活躍推進課長
 長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター 准教授
 前田 真子 札幌市 総務局 国際部長
 八木 浩光 (一財)熊本市国際交流振興事業団 事務局長
 山脇 啓造 明治大学 国際日本学部 教授【座長】

3. オブザーバー

【関係省庁】

内閣府 政策統括官(防災担当)参事官(防災計画担当)
 総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室
 消防庁 国民保護・防災部 防災課
 出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室
 文部科学省 大臣官房 国際課
 文化庁 国語課
 厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

【地方3団体】

全国知事会 総務部
 全国市長会 行政部
 全国町村会 行政部

4. 開催状況

研究会	主な議題
第1回(11/1)	○外国人材の受入れと地域における多文化共生の現状等 ○検討の方向性
第2回(12/25)	○地方公共団体の取組事例発表 ○外国人住民からのヒアリング ○多文化共生の必要性・意義
第3回(1/31)	○ICT事業者等からのヒアリング(ICT技術を活用した多言語翻訳) ○コミュニケーション支援(ICT技術の活用)
第4回(3/17)	○生活支援(日本語教育、教育、医療・保健・福祉)
第5回(5/15)	○生活支援(防災、労働環境の確保)
第6回(6/5)	○意識啓発・社会参画支援 ○地域活性化の推進・グローバル化への対応 ○多文化共生施策の推進体制の整備 ○多文化共生の推進に係る指針・計画の未策定団体の課題と対応
第7回(6/26)	○新型コロナウイルス感染症に係る外国人住民への対応 ○報告書骨子案
第8回(7/27)	○報告書目次案
第9回(8/17)	○報告書の取りまとめ

※第5回以降はオンライン形式で開催。

現行プラン (2006年)

【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【施策】

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

第 1 章 第 4 次磐田市多文化共生推進プランの考え方

1 趣旨

本市では、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の多文化共生に関する基本的な考え方や施策を明らかにし、具体的に推進していくため、2007（平成19）年3月に「磐田市多文化共生推進プラン」、2012（平成24）年3月に「第2次磐田市多文化共生推進プラン」、2017（平成29）年3月に「第3次磐田市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

これまで、プランに掲げた、「安心して暮らせる環境づくり」、「多文化共生の地域づくり」、「ともに未来を築く人づくり」の3本の柱に基づき、様々な施策を実施してきた結果、本市における多文化共生は着実に成果を上げています。

しかし、外国人市民を取りまく状況は変化しており、在留資格の新設に伴う外国人市民の多国籍化、第一世代と呼ばれる外国人市民の高齢化、コロナ禍の中で需要の高まったICT活用、日本語教育の推進などが進んでいます。

そして、第3次プランの計画期間が2021（令和2）年度をもって終了する中で、これらの変化に対応した次のプランが求められています。

そのため、これまでのプランの手直しではなく、第1次から第3次プランの総括、2020（令和2）年に実施した、日本人市民と外国人市民を対象とした市民意識調査の結果などから、本市の多文化共生に関する現状と今後5年間に取り組むべき課題を整理し、本市における多文化共生をさらに発展させることを目的に、「第4次磐田市多文化共生推進プラン」（以下、本プラン）を策定しました。

2 位置付け

本プランは、本市の行政運営の基本指針である「磐田市総合計画」に沿った内容であり、他の関連計画とも整合を図っていきます。

3 期間

本プランの期間は、2022（令和3）年度を初年度とし、2027（令和8）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 きほんりねん 基本理念

「誰一人残さない。

歩み寄り、助け合うことができる多文化共生社会へ」

にほんじんしみん がいこくじんしみん たが ぶんかてき ちが みと あ ぞんちよう
日本人市民と外国人市民が、お互いの文化的な違いを認め合い、尊重しながら、お互
い たぶんかきょうせい
いが歩み寄り「助け合う」ことができる多文化共生のまちづくりを進めます。

5 しんこうかんり 進行管理

かくしきく たんとうかおよ かんけいきかん れんけい じっし まいとし じっしじょうきょう
このプランの各施策は、担当課及び関係機関が連携して実施し、毎年の実施状況を
たぶんかきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい ほうこく
多文化共生社会推進協議会に報告します。

たぶんかきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい しんちよくじょうきょう かくにん あら とりく ていあん
多文化共生社会推進協議会は、プランの進捗状況を確認し、新たな取組みの提案
けんとう おこな しゃかいじょうせい へんか たいおう しんこうかんり おこな
や検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した進行管理を行います。

磐田市多文化共生推進プランの骨組み

基本理念

誰一人取り残さない。
歩み寄り、助け合えることができる
多文化共生社会へ

取り組むべき柱

多文化共生の地域づくり

多国籍化する言語
への相互理解

安心して暮らせる
環境づくり

ともに守っていく
IWATAの未来

基本施策

相互
理解の
促進

協働の
推進

ICTを
活用した
情報提供
体制の
整備

日本
教育の
推進

危機
管理意
識の
啓発

職場
環境の
整備

子ども
の教育
環境の
整備

外国人
市民の
高齢化
対策